様式１

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年　　月　　日

福島県県中児童相談所長

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

電話番号 　　　 －　　　　－

ＦＡＸ 　　　　　－　　　　－

（作成担当者職・氏名　　　　　　　　　　　）

　令和 年 月 日付けで公告ありました福島県県中児童相談所給食業務委託に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

　なお、下記１に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また、下記２の添付書類の内容については、事実に相違ないことを誓約します。

記

１　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

（2）過去２年間に類似の給食業務履行の実績がある者であること。

（3）入札日現在、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア　福島県が実施した入札及び見積合わせにおいて、契約相手方に決定した後、契約を辞退する等の事由により契約を締結しなかった者で、その事実があった後２年を経過しない者

イ　福島県との契約において、業務を適正に履行しなかった者で、その事実があった後２年を経過しない者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者にあっては当該手続き開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(6) 令和４年４月１日以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の禁止又は停止の処分を受けていない者であること。

(7) 調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格を有する者又は栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士の資格を有する者を１名以上従事させることができる者であること。

２　添付書類

(1) 法人の概要が確認できる書類（任意）パンフレット等で可

　　(2) 業務履行実績証明書(様式７）

様式２

一般競争入札参加資格確認通知書

　　県中児第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　福島県県中児童相談所長

　さきに申請のありました一般競争入札に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したのでお知らせします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公告日 | 令和　　年　　月　　日 | |
| 委託名 | 福島県県中児童相談所給食業務委託 | |
| 本公告に係る  入札参加資格  　 の有無 | 有 | |
| 無 |  |
| 入札参加資格が  ないと認めた理由 |  |
|

※１　入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

２　この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため 提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

様式３

入札書（見積書）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金額  （税抜） | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

　委 託 名　　　福島県県中児童相談所給食業務委託

　委託期間　　　契約締結の日から令和８年３月３１日まで

　上記の通り入札（見積）いたします。

　令和　　　　年　　　　月　　　　日

住　　　　所

商号又は名称

代表者職・氏名

　代理人　氏名 印

　福島県県中児童相談所長

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先として、電話番号を本件責任者、担当者それぞれに記載すること。）

本件責任者

（部署名）：

（氏　名）：

（連絡先）：

担　当　者

（部署名）：

（氏　名）：

（連絡先）：

注）　金額の文字の頭に「￥」を付すこと。

様式４

委　　任　　状

　私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

　令和　　年　　月　　日に執行される福島県県中児童相談所給食業務委託の入札及び

見積に関する一切の権限。

　令和　　　年　　　月　　　日

　福島県県中児童相談所長

委任者　　住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名

受任者　　職名又は住所

氏　　　　名

※（代理人が出席する場合に必要）

様式５

入札保証金納付免除申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　福島県県中児童相談所長

申請者　住　　　　所

　　　　商号又は名称

　　　　代表者職・氏名

　福島県県中児童相談所給食業務委託に係る一般競争入札の入札保証金の納付を

免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

１　財務規則第２４９条第１項第２号

添付書類：入札参加者が、過去２年間に国又は地方公共団体等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する業務履行実績証明書（様式７）

様式６

一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書

令和　　年　　　月　　　日

入札参加者　　住所

商号又は名称

担当者職・氏名

電話番号 － －

ＦＡＸ番号 － －

|  |  |
| --- | --- |
| 公　告　日 | 令和　　年　　　月　　日付け公告 |
| 委　託　名 | 福島県県中児童相談所給食業務委託 |
| 質問事項 | |
| 回答事項 | |
|

様式７

業務履行実績証明書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 |  |  |
| 発注機関 |  |  |
| 履行場所 |  |  |
| 履行期間 | 年　　　月　　　日から  年　　　月　　　日まで | 年　　　月　　　日から  年　　　月　　　日まで |
| 契約金額 |  |  |

※　業務実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

(1)　契約書の写し（契約履行中のものは含まないこと。）

(2)　契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類

　　 実績は県内外、本・支店を問わない。

申請者　住　　　　所

　　　　商号又は名称

　　　　代表者職・氏名

※様式１、様式５共通の添付書類であるため、提出は１枚で可。

別紙

（参考）

福島県財務規則より抜粋

　（契約保証金の納付）

第228条　契約権者は、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、請負代金又は契約代金の額（～省略～）の100分の５以上の額（～省略～）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせなければならない。

２　前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1)　第169条第１項各号に規定する有価証券

(2)　当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

３　前項の場合において、同項第１号の有価証券の担保価額の算定については、第169条第１項に規定するところによる。

４　契約権者は、第２項第２号の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

　（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2)　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3)　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第２項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4)　施行令第167条の５第１項又は施行令第167条の11第２項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去２年間に国（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。第249条第１項第２号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人をいう。第249条第１項第２号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第１項第２号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)～ (18)　　略

２　略

（入札保証金の減免）

第249条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2)　施行令第167条の５第１項又は施行令第167条の11第２項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去２年間に国（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)～(4)　略

第251条　契約権者は、第249条第１項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

２　出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

３　契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

　（入札保証金の還付）

第253条　入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

２　前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第６章又は第９章の規定の例による。